

平成 29 年度 吉田島高等学校不祥事ゼロプログラム

平成 29 年 6 月

吉田島高等学校は、事故・不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

吉田島高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭、事務長、総括教諭がこれを補佐する。

2 目標及び行動計画

「職員啓発資料」や独自作成資料を活用し、毎月の職員会議における事故・不祥事防止研修及び校内研修を実施して職員の事故防止意識高揚に努める。また、これらの研修が職員一人ひとりの心に根付く取り組みを工夫する。

朝の打ち合わせでは、新聞や雑誌の報道資料等を活用して継続的な啓発活動を展開する。

校外講師及び内部講師による不祥事防止研修会を実施し、県民の視点に立った事故防止意識の確立を図る。

(1) 校務外非行の防止（法令遵守意識の向上）

ア 目標

神奈川県行動指針に則り、勤務時間内外を問わず、全体の奉仕者である自覚を徹底し、公務員として不適切な言動を未然に防止する。

イ 行動計画

- (ア) 校務外非行に係るコンプライアンス意識の向上を図るとともに、年度当初に所属教職員全員を対象にした職場研修を行う。
- (イ) 年間を通じて、事故・不祥事の新聞記事等を職員室に掲示して信用失墜行為がないよう注意喚起を行う。

(2) セクハラ・パワハラ・わいせつ行為の防止

ア 目標

セクハラ・パワハラ・わいせつ行為を未然に防止し、安全で安心な環境をつくる。

イ 行動計画

- (ア) 生徒及び職員の人権を尊重し、セクハラ、パワハラ、わいせつ行為に関わる研修会を実施する。
- (イ) 教職員を対象にしたセクハラ、パワハラのセルフチェックを実施する。
- (ウ) セクハラ、パワハラに対し、相談しやすい職場づくりに取り組む。

(3) 体罰及び不適切な指導の防止

ア 目標

体罰及び不適切な指導の発生を教育現場から根絶、一掃する。

イ 行動計画

- (ア) 職員啓発資料をもとに体罰、不適切指導に関する校内研修会を実施する。
- (イ) 人権研修会の中で、人権的立場から体罰、不適切指導の事例を取り上げて研修会を行う。

(4) 適正な経理処理

ア 目標

関係諸規定に沿った公費執行と現金管理を行うとともに、私費会計事務処理の手引きに従い、適切な私費会計の徴収、現金管理執行を行う。

イ 行動計画

- (ア) 私費会計担当者への研修会を実施する。
- (イ) 私費会計事務処理の手引きを配付し、事故防止研修会を実施する。
- (ウ) 財務事務調査における指導事項等を職員に周知し、改善を図る。
- (エ) 年2回のPTA会計監査を実施する。
- (オ) 業者選定会議を設置要綱に基づき適切に実施する。

(5) 個人情報等の管理と情報セキュリティー対策

ア 目標

個人情報等の管理体制を確立し、情報の紛失及び流出を未然に防止する。

イ 行動計画

- (ア) 個人情報を扱う業務終了後の情報の保管と廃棄について複数で確認する。
- (イ) 個人情報の持ち出しは原則行わないこととし、やむを得ない場合の手続きを周知するとともに、取扱いについての注意事項をその都度確認する。
- (ウ) セキュリティー対策、個人情報の保護と管理について、外部講師による研修会を8月に実施する。

(6) 成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

ア 目標

成績処理に係る事故の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

- (ア) 成績処理や通知表、調査書等の作成について、マニュアルに則った適正な点検を行う。
- (イ) 教務手帳の一括管理等の保管と廃棄について徹底する。

(7) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

ア 目標

交通法規を遵守し、交通事故の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

- (ア) 交通安全教室に職員も参加し、交通法規の遵守意識を高める。
- (イ) 週末や各種行事終了後には、事故防止の徹底を呼びかける。
- (ウ) 全職員対象の交通安全校内研修会を実施する。

(8) 毒物・劇物等の安全管理

ア 目標

毒物・劇薬等の安全管理を徹底する。

イ 行動計画

- (ア) 毒物・劇物等の管理簿と照合して在庫点検を行う。管理状況を点検する。
- (イ) 使用時に於ける使用計画書の提出及び決裁、使用後の管理確認を行う。

(9) 業務執行体制の確保

ア 目標

事故・不祥事が起こらない業務執行体制を構築する。

イ 行動計画

- (ア) 職員間の情報の共有、相互チェック体制、業務協力体制の構築を図る。
- (イ) 風通しの良い、コミュニケーションの取れた職場環境を整える。
- (ウ) 自己診断チェックリスト等を活用するとともに、産業医の指導のもと、職員のメンタルヘルスケアに努める。

3 検証

(1) 第1回検証

2に規定する行動計画について、平成29年9月末までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成29年12月までに補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2) 第2回検証

2に規定する行動計画について、平成29年12月末までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成30年2月中に補完措置を講ずる。

(3) 最終検証

2に規定する行動計画について、平成30年3月上旬までに実施状況を確認するとともに、各目標達成について自己評価を行う。その結果、新たな目標設定が必要な場合は、新たな目標設定を行った上で、平成30年度における吉田島高等学校不祥事ゼロプログラムを設定する。

4 実施結果

3(3)の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめの上、ホームページに掲載する。

5 事務局

不祥事ゼロプログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、企画会議がこれを行う。